

令和元年 11月 5日

八重山労働基準監督署
広報担当者
監督・安衛課 菊池真司
電話 82-2344

労働基準
監督署

確認しましたか？

沖縄県最低賃金 時間額 790 円

(令和元年 10月 3日より)

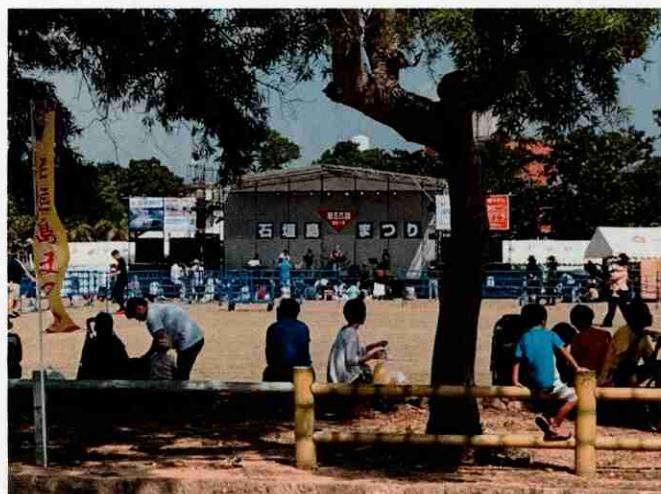
11/2-3 八重山の産業祭りでも 10月 3 日から「沖縄県最低賃金が 790 円に変わりました」と連合沖縄様と連携し沖縄労働局・八重山労働基準監督署が周知を行いました。

関係市町村、商工会や事業主団体への周知要請も併せて実施いたしました。

(2019 八重山の産業まつり会場)



(同時開催 石垣島まつり)



ポスター・のぼり旗の掲示、リーフレット・ティッシュの配布により各まつり会場にて周知させて頂きました。



八重山の事業主の皆様、正社員・パート・アルバイトを問わず賃金支払いで働かれている労働者の皆様、新規採用や継続雇用のいずれの場合でも令和元年 10 月 3 日から最低賃金額時給 790 円以上になっているかを給与支払い日にぜひご確認いただき、トラブル防止に活用ください。

個別の業種における最低賃金や賃金からの計算・比較などのお問い合わせは

沖縄労働局 賃金室(電話 098-868-3421)

八重山労働基準監督署(電話 0980-82-2344)

改善助成金や働き方改革関係の助成金については

沖縄労働局 雇用環境・均等室(電話 098-868-4403)

まで。